

地区別の景観形成基準

地区名		歴史景観地区	風土景観地区	一般景観地区
木竹の伐採	指針	文化的景観に資する木竹はなるべく保全する。		
	基準	<p>史跡保全の目的を除いて、木竹の伐採はさける。やむを得ない場合は、伐採跡地において事後の土地利用に応じ、周囲の植生と調和するよう緑化を行うことを基本とする。</p>	<p>歴史的に由緒ある木竹や、屋敷林、防風林等風致景観を構成する木竹は保存することを基本とする。</p> <p>樹姿又は樹勢の優れた樹木は保存する。やむを得ない場合には、移植等により修景に活用する。</p> <p>伐採跡地は、事後の土地利用に応じ、周囲の植生と調和するよう緑化を行うことを基本とする。</p>	
		ただし、枯損木竹の伐採、間伐等保育のために通常行う行為は適用除外。		
物の集積貯蔵	指針	景観に不調和な露出した物の集積は避ける。ただし農業目的のものはその限りではない。		
	基準	<p>道路等に面する場所では、高さ 1.5m、面積 50 m² を超える物の集積は行えない。</p>	<p>道路等に面する場所では、高さ 1.5m、面積 100 m² を超える物の集積は行えない。</p>	
		ただし、やむを得ない場合は、道路等から見えにくい場所を選び、道路からできる限り離し、高さを低くし、樹木等で遮蔽を行う。		
(土地の採掘又は土石の採取を含む) 土地の区画形質の変更	指針	史跡保全の目的以外で不用意に土地の区画形質の変更又は土石の採取は行わない。		
	基準	<p>史跡保全の目的を除いて、鉱物の採掘又は土石の採取は行わない。</p>	<p>史跡保全の目的を除いて、道路や重要な眺望地点から見て目立つ場所での、鉱物の採掘又は土石の採取はなるべく行わない。やむを得ない場合は、既存の樹木や新たな緑化によって隠蔽をする。</p> <p>鉱物の採取又は土石の採取の跡地は、周囲の植生と調和した緑化を行なう。</p>	
		<p>現況の地形を生かし、長大なのり面及び擁壁が生じないようにする。</p> <p>のり面は、緑化が可能なこう配とし、文化的景観に調和する緑化を基本とする。</p>		